

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

交際費等の損金算入に関する明細書

①

御注意

1 「2」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。
 (1) 期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当する場合を除きます。): ①平成25年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「八〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額 ②平成25年4月1日以前に開始した事業年度にあつては「六〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額
 (2) 「1」以外の法人: 「0円」
 「3」欄には、平成25年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「1」欄と「2」欄のうち少ない金額を記載し、平成25年4月1日以前に開始した事業年度にあつては「(1)と(2)のうち少ない金額× $\frac{90}{100}$ 」により計算した金額を記載します。
 「支出交際費等の額の明細」は科目にとらわれず交際費等に該当するものの全てを記載してください。
 同法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

支出交際費等の額 (7の計)	1	円	損金算入限度額 (((1)と(2)のうち少ない金額)× $\frac{90}{100}$) 又は(1)と(2)のうち少ない金額	3	円
定額控除限度額 (0円又は600万円若しくは800万円)× $\frac{1}{12}$	2		損金不算入額 (1) - (3)	4	
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	交 際 費 等 の 額 から 控 除 さ れ る 費 用 の 額	差 引 交 際 費 等 の 額		
	5	6	7		
交 際 費	円	円	円		
計					